

条 例

議会の議決を経た「千曲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月28日

千曲市長

小川 修 一

千曲市条例第5号

千曲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

千曲市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年千曲市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

税務手当	市税の滞納整理に従事した職員（税務課以外の職員を含む。）
------	------------------------------

」を

「

滞納整理業務手当	市税又は市税外収入の滞納整理のため庁舎外において搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員
----------	---

」に、

「

特殊自動車運転手当	特殊自動車（モーターグレーダー、ロードローダー、ブルドーザー及びトラクターショベルをいう。）の運転に従事した職員
-----------	--

」を

「

特殊自動車、バス等車両運転手当	特殊自動車（ホイールローダー、移動式小型クレーン及びフォークリフトをいう。）、バス及び市長が特に認める車両の運転に従事した職員
-----------------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。